

葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と福祉用具事業者 株式会社 青戸住宅設備（以下「乙」という。）との間に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の受領委任払いの手続き方法等について以下のとおり協定を締結する。

(目的)

ご記入願います

第1条 この協定は、甲が行う介護保険の被保険者について、福祉用具購入費支給申請に係る被保険者の便宜を図るとともに、被保険者の自己負担費用の一時的軽減と生活の安定に寄与することを目的とする。

(受領委任払いできる被保険者)

第2条 乙は、次の各号のすべてに該当する被保険者に対して、厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る福祉用具の種類（厚生省告示第93号平成11年3月31日）に該当する福祉用具を販売したときは、甲に対し当該被保険者に係る福祉用具購入費の支給を申請するものとする。

- (1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）
- (2) 要介護被保険者等が病院に入院又は介護施設に入所しておらず、自宅（介護保険証記載の住所地）で介護を受けている者
- (3) 福祉用具購入費支給申請及び受領に関する権限を乙に委任する者
- (4) 福祉用具購入費の支給限度額を使い切っていない者
- (5) 保険料滞納による支払方法の変更により、償還払い給付となっていない者

(受領委任払いの手順)

第3条 受領委任払いの手順は以下のとおりとする。

- 1 乙は、要介護被保険者等から福祉用具購入費支給申請及び受領に関する権限の委任を受けるものとする。
- 2 乙は、葛飾区介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費受領委任払支給申請書に、次に掲げる書類を添付して甲に提出するものとする。
 - (1) カタログ（写しでも可）
 - (2) 支払確認証（要介護被保険者負担分）
 - (3) その他甲が必要と認める書類
- 3 甲は、前項の場合において、葛飾区介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給・不支給決定通知書により要介護被保険者等に通知するものとする。また、葛飾区介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支払通知書により乙に通知するものとする。
- 4 甲は、福祉用具購入費については、第1項に基づいて乙に支給する。

(利用者負担の徴収)

第4条 乙は、その提供した福祉用具購入費の費用について、福祉用具購入費用の総額から保険給付費として得られる額を控除した額を要介護被保険者等に請求するものとする。

(乙の義務)

第5条 乙は、要介護被保険者等が契約している指定居宅介護支援事業者との必要な連絡調整を行わなければならない。

2 乙は、この協定に定める事項について、公正かつ誠実に実行しなければならない。

(広告)

第6条 乙は、本協定事業者であることについて広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(契約の解除)

日付は記入しないでください

第7条 乙がこの協定内容に違反した場合、その他法に違反した場合は、甲は協定を解除することができるとともに、その内容を公表することができるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとするが、

甲乙双方が協定内容に異議を述べなかった場合は、1年毎に更新するものとする。

(変更届の提出)

第9条 乙は、住所または代表者氏名等が変更になった場合は、甲に変更届を提出するものとする。

(情報の公開)

第10条 甲は、この協定書に基づく乙の情報を、一般に公開することができるものとする。

(疑義の解明)

第11条 この協定書に定めのない事項または疑義の生じた事項について、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

日付は記入しないでください

この協定を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

葛飾区立石5丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木 克徳

事業者の代表者が協定締結者になります

乙

葛飾区青戸1-2-3-101

株式会社 青戸住宅設備

代表取締役 葛飾 太郎

葛
飾

協定書 第 号

代表者印を使用願います(マル印)